

夏時刻法の施行に伴う労働基準法の特例に関する政令

内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）第三條の規定に基き、ここに夏時刻法の施行に伴う労働基準法の特例に関する政令を制定する。

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二條及び第四十條の規定は、九月の第二土曜日からその翌日（日曜日）にわたつて労働時間の定められている労働者の労働時間については、九月の第二土曜日及びその日の属する週に限り、その所定時間にそれぞれ一時間を加えられたものとしてこれを適用する。但し、その加えられた労働時間については、使用者は労働基準法第三十七條に定める割増賃金を支拂わなければならぬ。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

労働大臣

内閣総理大臣

理 由

夏時刻法の施行に伴い、労働基準法中の労働時間に関する規定との調整を計る必要があるからである。